

資料

# 袋路状道路の技術基準

(草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例・施行規則抜粋)



問い合わせ先  
草加市 都市整備部 開発審査課  
電話 048(922)1904 (直通)

# 袋路状道路に関する技術基準

(条例別表第3、施行規則別表第8抜粋)

## 1 通り抜け道路を設けることが困難な場合

次に掲げるすべてに該当する場合をいう。

(1) 開発区域の道路に接する間口がおおむね30メートル未満であること。

※「おおむね」…20パーセントに当たる数値を加えたものを上限とした範囲内の数値として取り扱って差し支えない。

(2) 開発区域周辺に通り抜けできる道路がないこと。

(3) 土地の形状により通り抜け道路とすることが困難なこと。

## 2 袋路状の定義

袋路状とは、一端のみが他の道路に接続していることをいう。この場合において、袋路状道路の終端が、将来計画されている道路（建基法第42条第1項第4号に該当する道路をいう。）に接続し、袋路状でなくなるものは、袋路状でないとみなす。

## 3 避難用通路（フットパス）の定義

新たに設置する避難用通路（フットパス）は、道路構造令（昭和45年政令第320号）第40条で規定する歩行者専用道路の基準を満たす幅員（2メートル以上）及び構造で設計されており、水路敷、公園、広場その他公共の用に供する空地等、災害時に避難する事が可能な公共施設に接続し、かつ、当該公共施設が他の道路に接続しているものとする。

## 4 転回広場の定義

自動車の転回広場は、「道路の位置の指定、変更及び廃止の取扱い基準」（平成14年4月1日埼玉県建指第2号）における「建築基準法施行令第144条の4第1項第1号八による自動車転回広場の基準」によるものとする。ただし、自動車の転回広場を設置すべき区間に、自動車の転回が可能な道路（幅員4メートル以上の道路法による道路をいう。）が存する場合又は開発区域内に自動車の転回が可能な道路を整備する場合は、これを自動車の転回広場とみなすことができる。

## 5 予定建築物の用途

一戸建ての住宅（2世帯住宅を含む。）

## 6 既存袋路状道路の定義

開発区域外に現に存する袋路状道路で幅員4メートル以上の道路法による道路をいう。

## 7 避難上支障がない場合

(1) 開発区域の面積が1,000平方メートル未満のものにあっては、袋路状道路の終端が開発区域を貫通しているもの。ただし、袋路状道路の幅員が6メートル以上の場合は、

開発区域を貫通することを要しないものとする。

- (2) 袋路状道路の幅員が6メートル以上で、その終端が開発区域を貫通しているもの。
- (3) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の場合で、袋路状道路の終端が、現に存在する歩行者専用道路、道路、水路敷、公園、広場その他公共の用に供する空地等、災害時に避難する事が可能な公共施設に接続し、かつ、当該公共施設が他の道路に接続しているもの。
- (4) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の場合で、袋路状道路の終端が、将来計画されている歩行者専用道路、道路、水路敷、公園、広場その他公共の用に供する空地等、災害時に避難する事が可能な公共施設に接続し、かつ、当該公共施設の整備事業に着手されているもので、他の道路に接続することが確実であるもの。
- (5) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の場合で、袋路状道路の終端に、新たに避難用通路（フットパス）を設けることにより、災害時に避難上の機能が確保できるもの。
- (6) 既存袋路状道路に接続する場合において、新たに設置する袋路状道路の幅員が6メートル以上で、その終端が開発区域を貫通しているもの。

## 8 車両の通行上支障がない場合

- (1) 新たに設置する袋路状道路の幅員が6メートル以上で、通り抜け道路と接続する交差点から当該袋路状道路の終端部までの延長が70メートルを超える場合は、区間70メートル以内ごとに自動車の転回広場が設けられていること。
- (2) 新たに設置する袋路状道路の幅員が4メートル以上6メートル未満で、通り抜け道路と接続する交差点から当該袋路状道路の終端部までの延長が35メートルを超える場合は、区間35メートルから60メートル以内に自動車の転回広場が設けられており、当該袋路状道路の延長は、60メートル以内であること。
- (3) 新たに設置する袋路状道路の幅員が6メートル以上で、幅員4メートル以上の既存袋路状道路に接続する場合において、通り抜け道路と接続する交差点から新たに設置する袋路状道路終端部までの延長が70メートルを超える場合は、区間70メートル以内ごとに自動車の転回広場が設けられていること。

## 9 取扱い

- (1) 通り抜け道路と接続する交差点部から当該袋路状道路の終端部までにおいて、道路幅員が異なる場合は、当該袋路状道路の最小幅員をその道路の幅員として取り扱うものとする。
- (2) 新たに設置する道路について、通り抜け道路を設ける場合、市長は、開発区域に接続する道路を管轄区域とする警察署等と協議し、交通安全上著しい支障があると認められるときは、当該道路を袋路状道路として許可することができる。
- (3) 袋路状道路の延長は、通り抜け道路の端より袋路状道路の各終端部までの中心線の長さの合計とする。
- (4) 袋路状道路の終端部又は新たに設置する避難用通路（フットパス）が接続する現に存する道路及び水路（法定外公共施設）を避難用通路とする場合において、当該現に存す

る道路及び水路が道路構造令に基づく歩行者専用道路の基準を満足しないものであっても、人の通行に支障がないと認められ、かつ、当該現に存する道路及び水路が他の道路に接続している場合は、避難用通路に該当するものとみなす。

- (5) 袋路状道路の終端部又は新たに設置する避難用通路（フットパス）が接続することとなる公共施設が、現に通行できなくても、公共施設管理者と協議のうえ施設整備を行う事により、人の通行に支障がないと認められ、かつ、当該公共施設が他の道路に接続している場合は、避難用通路に該当するものとみなす。
- (6) 袋路状道路に設ける自動車の転回広場は、原則として当該自動車の転回広場を設置すべき区間の終端近くに設置するものとする。ただし、公共施設管理者と協議の上、やむを得ないと認められる場合を除き、袋路状道路終端部から当該袋路状道路起点方向に6メートル以内には設置することができないものとする。
- (7) 袋路状道路の終端部にやむを得ず公共空地を設けた場合も、開発区域貫通とみなす。

## 10 その他

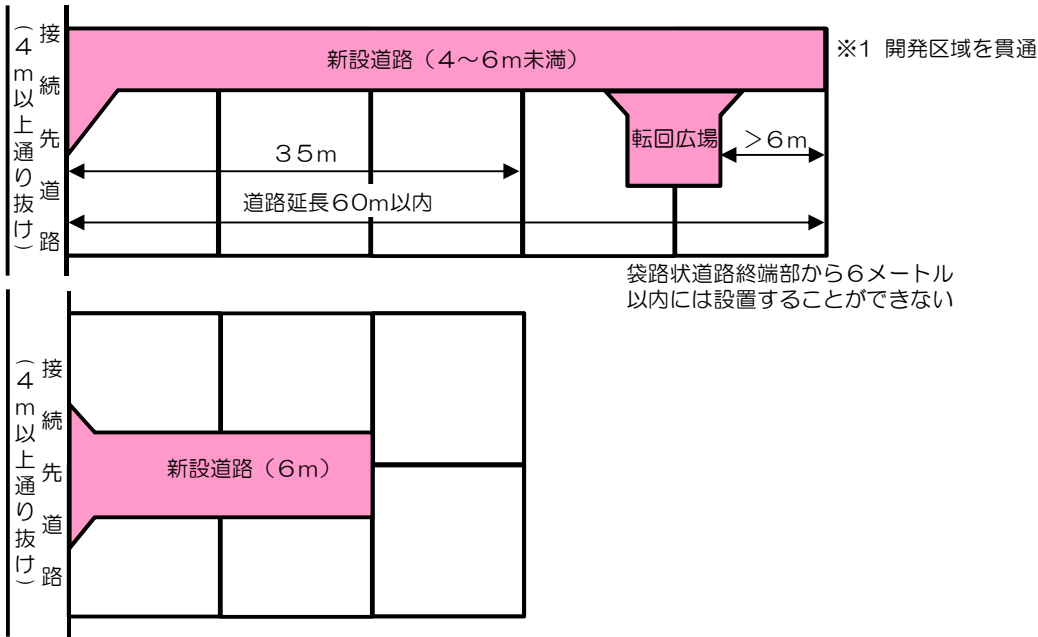
- (1) 袋路状道路の終端部又は新たに設置する避難用通路（フットパス）が接続する公共施設は、都計法第32条第1項の開発行為に関係する公共施設であり、当該公共施設の管理者の同意を得るものとする。
- (2) 新たに設置する避難用通路（フットパス）及び転回広場は、開発行為により設置された道路区域とし、建築敷地には含まないものとする。
- (3) 新たに設置する道路、避難用通路（フットパス）、及び転回広場の管理及び帰属については、接続することとなる公共施設管理者と協議を行うものとする。
- (4) 公共施設の整備基準（道路の構造、道路交差部分のすみ切り、公園、排水、消防水利施設等）については、都計法第33条第1項第2号によるものとする。

## 11 施行日

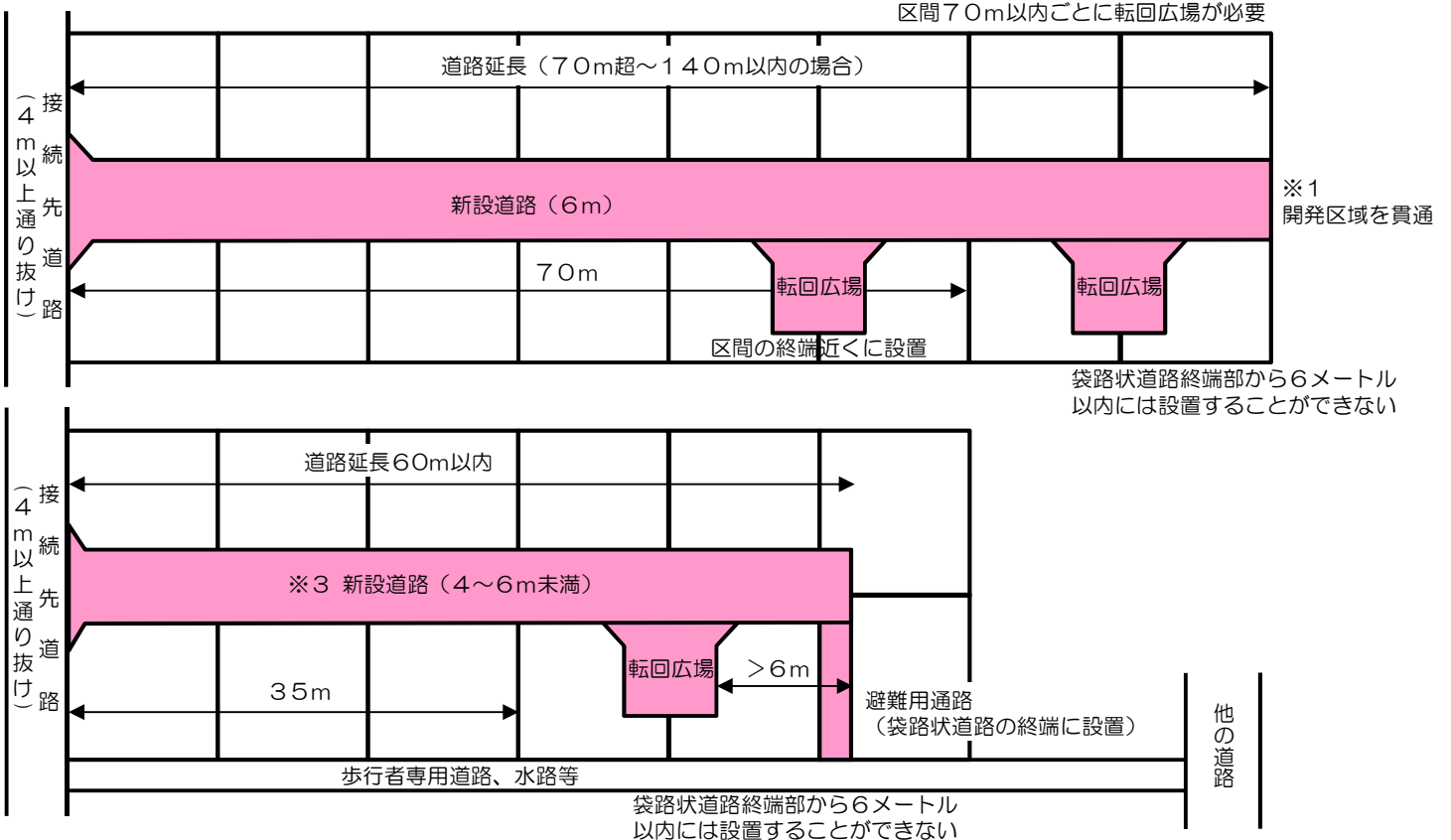
令和4年7月1日

# ●袋路状道路新設〈参考例〉

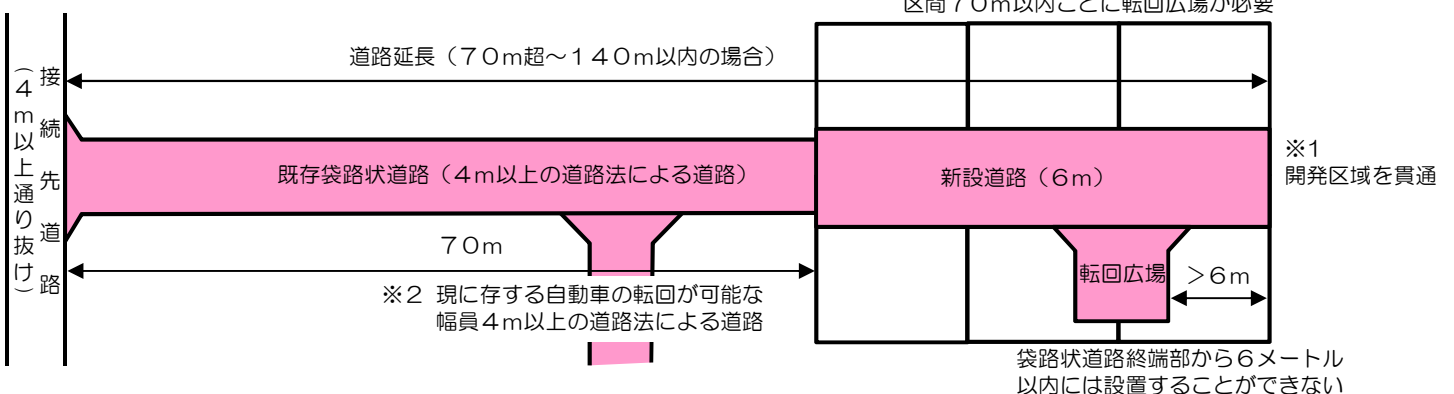
## 1. 000㎡未満の土地に袋路状道路を新設する場合



## 1. 000㎡以上の土地に袋路状道路を新設する場合



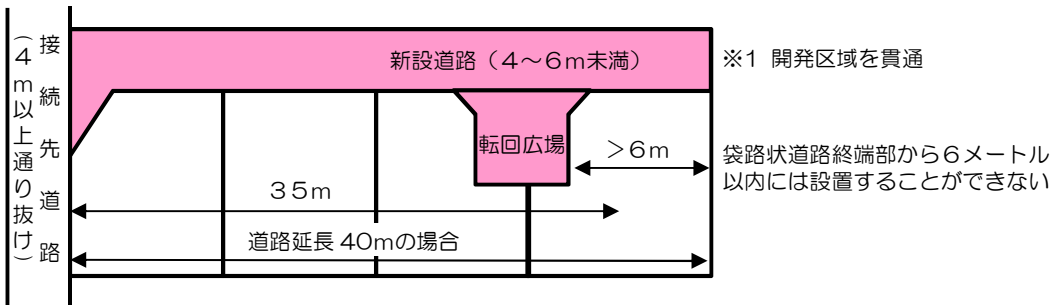
## 既存袋路状道路からの開発行為



●基準どおり転回広場を設けることが困難な場合の袋路状道路新設〈参考例〉

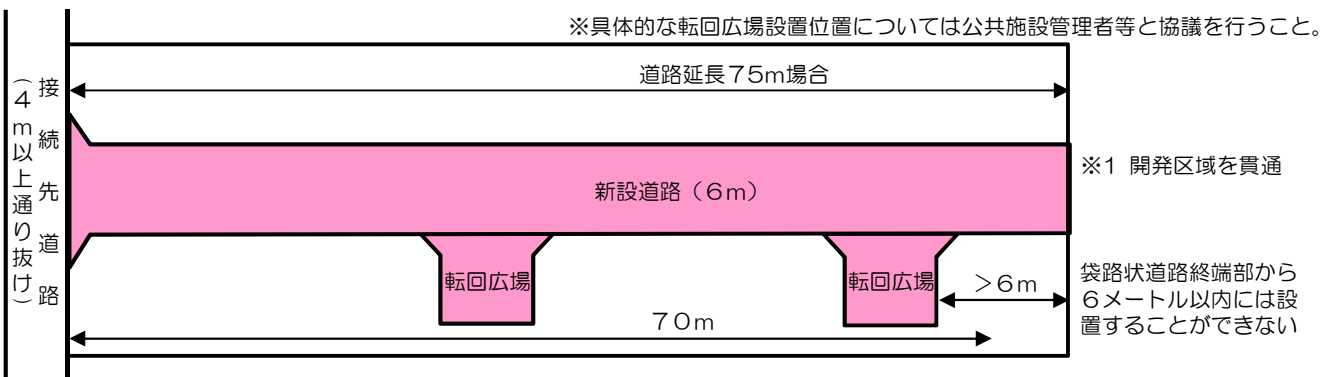
1. 000㎡未満の土地に袋路状道路を新設する場合

道路延長35mを超える箇所に転回広場を設けることが困難な場合（公共施設管理者と協議をしてください）

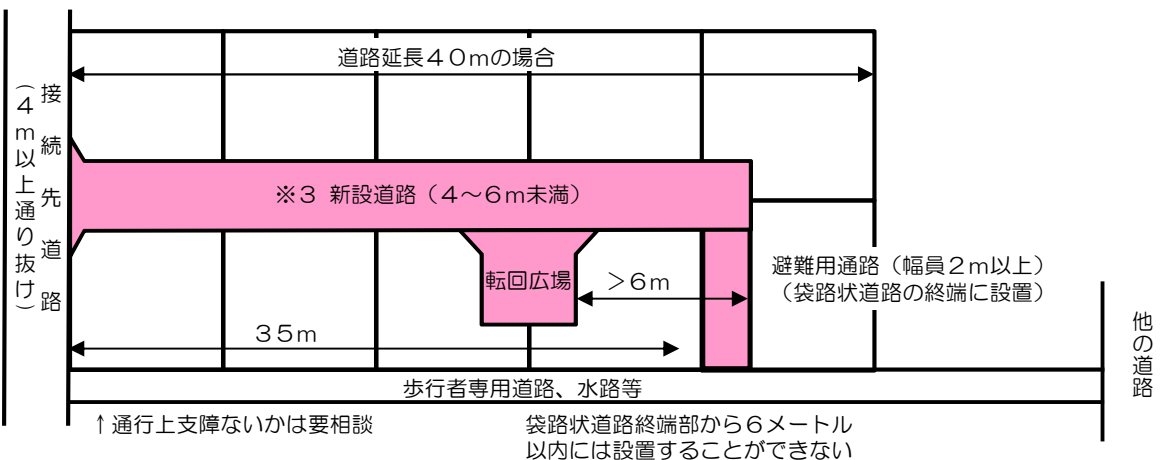


1. 000以上の土地に袋路状道路を新設する場合

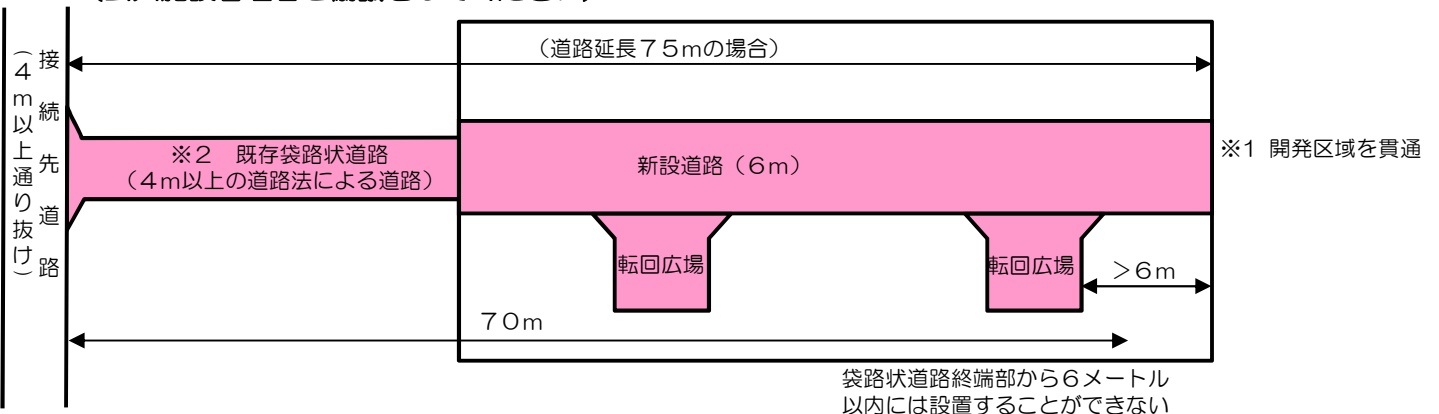
区間70m以内ごとに転回広場を設けることが困難な場合（公共施設管理者と協議をしてください）



道路延長35mを超える箇所に転回広場を設けることが困難な場合（公共施設管理者と協議をしてください）



既存袋路状道路からの開発行為で、70m以内ごとに転回広場を設けることが困難な場合（公共施設管理者と協議をしてください）



- ※1 開発区域を貫通について・・・袋路状道路終端部にやむを得ず公共空地を設けた場合も、開発区域貫通とみなします。
- ※2 現に存する自動車の転回が可能な幅員4m以上の道路法による道路がある場合は、それを転回広場とみなすことができます。
- ※3 開発区域の面積により幅員が異なります。（条例別表第6）